



ŌMIYA NEWS



No.038

2024年9月20日

JR 東労組大宮地本

大地申
第4号

「大宮総合車両センター業務委託拡大について」 に関する申し入れ交渉開催その①

9月12日大地申第4号「大宮総合車両センター業務委託拡大について」に関する申し入れの団体交渉を開催！

第1項 委託拡大の目的を明らかにすること。

組合	会社
本質的には効率的で負担軽減になる部分があるということか？	JRTMが白石興業に出すが、JRTMが一元的に管理することで効率的。
委託することで本体にメリットはあるのか？	個々の作業は指定保全でしかやらない。現状だと主電動機やカルダンをやっている方が作業しているが、通常作業している場所と離れて準備したり運んだり、油を捨てに行ったりという事も発生している。通常の作業場所から離れた場所に行く作業もあるので、そういう無駄が無くなるメリットはある。
職場の不安事として、教育のために若年出向は発生するのか？と声が出ているがどうか？	今回の施策は作業効率化であり、出向は考えていない。
労働組合との議論であり、提案されれば議論できるが、持ち帰り JRTM 委託を前提とし議論したが、実際には白石興業に委託という事になれば違う。現時点では契約が済んでいないのであれば、仮の話。白石興業はあくまで予定。提案時にそういう話はなかったのか？	提案時の議論で JRTM に委託。当社としては JRTM に委託。その後白石興業に委託する予定となった。
提案時点では白石興業への委託予定を知得していなかった事がわかったが、委託予定が判明した時点で情報を繋いでいただかないと現場では状況が分からないまま進んでいる。安全にも関わる問題であり、受け止めるべき。	主張は受け止める。

第2項 車両品質を十分に確保し、JR 東日本テクノロジー株式会社へ委託できる根拠を示すこと。

現在、指定保全作業の教育をおこなっているが、JRTM の社員ではなく白石興業に教育している状況で JRTM が車両品質を確保できる根拠は何か？	JRTM は工場では多くの業務を担っている JRTM について技術的問題はないと考える。実際の作業は、JRTM が出来るかどうかもあるが、基本的には JRTM に委託し教育等が必要。
現在 JRTM の作業実績もないのに、なぜそれを第三者委託ということが出来るのか？何を見極めするのか？作業できなくても良いという事なのか？作業出来なければ10月委託は出来ないと考えるがどうか？	JRTM が見極めを行う事からも実作業が出来なければ10月委託とはならない。
10月目途に出来るようには見えない。実作業しているのは白石興業。JRTM の作業実績がないのに白石興業に委託して品質保証など出来るのか？	その実態を確認し、もしそうなら是正しなければならない。JRTM が出来ないのに委託とはならない。見極めは当社が JRTM に対して行う。
今後委託した業務で問題発生した場合は JRTM が対応するという事で良いか？	JRTM が対処出来ない場合は JR も協力しながら対応していく事となる。
教育期間を2ヶ月取っているが教育期間中に入場しなかった車種についての教育についてはどうするのか？	決して JRTM に委託したからと言って何もしない訳ではない。要望があれば JRTM に指導していく。

その②へ



ŌMIYA NEWS



No.039

2024年9月20日

JR 東労組大宮地本

大地申
第4号

「大宮総合車両センター業務委託拡大について」 に関する申し入れ交渉開催その②

9月12日大地申第4号「大宮総合車両センター業務委託拡大について」に関する申し入れの団体交渉を開催！

第3項 偽装請負等社会的責任が問われることの無い業務体制を確立すること

組合	会社
JRTMが白石興業に委託するとなっているが、白石興業から本体に直接問い合わせを行うと、偽装請負となるので教育をしっかりすべき。	白石興業の作業の場合にはJRTMを通して作業責任者・監督指導員と言う流れになる。また、大宮総合車両センターの中では作業責任者との関係性を強化しているところであり偽装請負防止の取り組みはしている。
教育は監督員しか行われていない。OB等も多くいるので、先輩との人間関係から答えなければいけない場面などもあるため、JRTM側から教育を考えるべき。	指摘の通り。先輩からいわれてしまうと…と言う部分はある。そこはしっかりとJRTMに対して指導していかなくてはならない。
コンプライアンス教育では行われている。監督員に実施しているものと同じレベルで実施して頂きたい。	偽装請負にならないように、注意喚起や学習の場面。など注意喚起が必要。
委託拡大することで、働く環境も変わるので、関係社員には注意喚起して欲しい。	教育について調整してからになるが、必要であれば行うので承知して欲しい。

第4項 10月1日委託開始ありきとしないこと

教育スケジュールがタイトであり、習熟できるのか？との不安の声がある。間に合わないなら10月1日ではないとの声もある。	しっかりと本体でJRTMに対する見極めを行い10.1に委託する流れになる。
白石興業に対して作業・技量の確認はJRTMになるが、JRが立ち会う場面もあるのか？	そうだ。
10月1日実施と言うのは頭の中にあるが見極め出来なければ進められない。具体的スケジュールをしっかりと伝えてほしい。工具などの契約関係が進んでいない。	こういった工具を譲渡するのか等の話は聞いている。その後の進捗は確認していないので詳細を確認する。

第5項 委託先はエルダーの雇用先の確保の場とすること

委託先はエルダー雇用場として活用すべき。	実際にエルダーが入るかどうかは委託会社が決める。この間の考え方が変わるものではない。
1月に退職する組合員が、本人が日勤を希望しているのに、日勤職場が提示されず、泊りで条件に反する内容ばかり示される方がいる。経験もあり、エルダーになれば即戦力とし動ける方もいるがそうっていない。	個別の事例に回答すべきものではない。色々希望がある中で会社としては、会社としての回答を示している。声は受け止めるが、会社としての回答を示すことになる。
系統が違う中でノウハウを活かすのは難しい。効果的に人事運用し力を付けていくべき。その観点から改めて要請したい。	意見があった事は受け止める。それ以上の回答はできない。

提案を受け職場の不安の声を基に団体交渉を実施し、

「若年出向を目的としたものではない」

「JRTMが見極めで実作業が出来なければ10月委託とはならない」

「偽装請負発生防止の為、教育を調整後必要であれば行う」等を確認しました。